

たばこ税及びたばこ特別税の税率の根拠法令

○たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）

（税率）

第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千九百六十二円とする。

2 省略

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

（たばこ税の税率の特例）

第八十八条 省略

2 省略

3 平成十八年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一条第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千五百五十二円とする。

4～6 省略

○一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）

（税率）

第八条 たばこ特別税の税率は、千本につき八百二十円とする。

2・3 省略

消費税の税率の根拠法令

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（税率）

第二十九条 消費税の税率は、百分の四とする。